

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	届出対象区域の指定及び復興計画のための土地の立入り	府省名	内閣府
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	大規模災害からの復興に関する法律		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目		評価の実施状況				課題	
①	規制の目的、内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし					
費用の分析	② 遵守費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	※
	③ 行政費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	※
	④ その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
⑤	便益の分析	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 分析なし		
⑥	費用と便益の関係の分析	<input type="checkbox"/> 費用便益分析	<input type="checkbox"/> 費用効果分析	<input type="checkbox"/> 費用分析	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析	<input type="checkbox"/> 分析なし	※
代替案	⑦ 代替案の設定	<input type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 想定される代替案なし			<input checked="" type="checkbox"/> 設定なし	※	
	⑧ 代替案との比較	<input type="checkbox"/> 費用・便益で比較	<input type="checkbox"/> 費用で比較	<input type="checkbox"/> 便益で比較	<input checked="" type="checkbox"/> 比較なし		
⑨	レビューを行う時期又は条件	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 設定なし				※	

【課題の説明】

- 「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【点検結果表の別紙】

《遵守費用に係る補足説明》

○ 当省の照会

遵守費用について、「届出対象区域内において、土地の区画形成の変更、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築その他政令で定める行為をしようとする者は、市町村長に届け出なければならない。また、届出に係る行為が復興整備事業の実施に支障となるおそれがある場合には、特定被災市町村長から必要な措置をとることを勧告されることになる。」と記載しているが、評価書記載の他にも発生又は増減することが考えられるため、具体的な要素を可能な限り列挙し、説明することが必要である。

具体的には、届出を行った者が勧告を受け、計画変更が必要になった際に、変更に伴う必要な措置を講ずるための費用が発生することが想定される。

○ 内閣府の説明

届出を行った者が勧告を受け、計画変更が必要になった際に、変更に伴う必要な措置を講ずるための費用が発生することが想定される。

《行政費用に係る補足説明》

○ 当省の照会

行政費用について、i) 届出対象地区の指定、ii) 復興計画のための土地の立入りの両方ともに、「本制度の周知、徹底を図るための負担が発生する」と記載しているが、評価書記載の他にも発生又は増減することが考えられるため、具体的な要素を可能な限り列挙し、説明することが必要である。

具体的には、i) においては、届出受理や勧告手続に関する費用や、「勧告を受けたものに対し、土地に関する権利の処分についてのあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない」（大規模災害からの復興に関する法律（以下「法」という。）第28条7項）と規定されていることから、当該措置に関する費用の発生が想定される。

また、ii) においては、立入り検査に伴う費用や、立入り等に伴う損失が発生した場合の補填費用の発生が想定される。

○ 内閣府の説明

i) においては、届出受理や勧告手続に関する費用や、勧告を受けたものに対し、土地に関する権利の処分についてのあっせんその他必要な措置を講ずることに関する費用の発生が想定される。

また、ii) においては、立入り検査に伴う費用や、立入り等に伴う損失が発生した場合の補填費用の発生が想定される。

《費用と便益の関係の分析に係る補足説明》

○ 当省の照会

費用と便益の関係の分析について、費用及び便益を説明することとどまり、分析の結果を示していないが、本件規制によって得られる便益が費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。

○ 内閣府の説明

本規制を設けないことにより、復興整備事業の実施の支障となる建築行為等を事前に把握できなかった場合、事業実施段階で当該建築物等を解体・除却・移転等する必要が生じることとなる。これに伴う費用は、事前届出に要する費用等と比し膨大なものとなる。本規制は、そのような事態を回避するという便益に加え、解体・除却・移転等が必要となった場合に一定の期間を要するという事態を回避して地域全体の復興を円滑かつ迅速に進めるというより大きな便益があるものと思料。

《代替案の設定に係る補足説明》

○ 当省の照会

代替案について、「本規制を設けない」と記載しているが、これはベースラインとすべき内容であり、

これとは異なる適切な手段を明示する必要がある。また、ベースラインとすべき内容以外に、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。

○ 内閣府の説明

本規制は、建築行為等を原則禁止するといったより強制的な私権制限によらずに復興整備事業の実施を担保するため、最低限、事前に建築行為等を把握しようとするものであり、代替案については想定されないものと思料。

《レビューを行う時期又は条件に係る補足説明》

○ 当省の照会

レビューを行う時期又は条件について、「この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」と記載しているが、時期又は条件として明確になっていないことから、本件規制の内容に応じて適切に明示する必要がある。

○ 内閣府の説明

本規制に基づく運用が実際になされた災害が発生した後、その運用の状況等を勘案してレビューを行うことが適当であると思料。